



Assembly of States Parties

TWENTY-FIFTH SESSION OF THE ASSEMBLY OF STATES PARTIES

ICC-ASP/25/WP.x

Agenda item: 国際刑事裁判所改革 (Reform of the International Criminal Court)

2026年8月8日

Sponsor:

Albania, Australia, Canada, Chile, France, Germany, Honduras, Italy, Japan, New Zealand, Spain, Switzerland, Republic of Korea, United Kingdom

第25回ローマ規程締約国会議は、

ローマ規程を想起し、

国際刑事裁判所（ICC）が集団殺害罪、人道に対する罪、戦争犯罪及び侵略の罪について

個人の刑事責任を追及する唯一の常設国際刑事裁判所であることを認識し、

ローマ規程第17条に規定される補完性の原則を想起し、

逮捕状が執行されない事例が依然として存在することを深く憂慮し、

ICCの独立性、公平性及び中立性が国際刑事司法制度の信頼性を支える基盤であることを認識し、

ICCが慢性的な財政的・人的資源不足に直面していることを認識し、

補完性の原則を実効的に機能させるためには各国の司法能力向上が重要であることを認識し、

国際連合、EU、INTERPOLその他の地域機関との連携がICCの活動を支える重要な要素であることを認識し、

1. 締約国会議に対し、締約国会議の下に、ICCへの協力履行状況を確認し、協力が困難な締約国との対話を行う協力履行対話メカニズムを設置することを提案する：
 - a. 締約国が協力を実施できない理由について、国内法、行政制度及び安全保障上の事情を分析すること；
 - b. 必要に応じて専門家を派遣し、協力実施に向けた制度的及び技術的支援を行うこと；
 - c. 各締約国の協力状況及び改善状況を毎年締約国会議へ報告すること。
2. 各締約国に対し、ICCからの協力要請に迅速かつ適切に対応するため、国内協力体制の整備を促す：
 - a. ICC対応を担当する国内窓口を設置すること；
 - b. 法務機関、司法機関及び法執行機関の間で情報共有体制を構築すること；
 - c. ICCからの逮捕、証拠提供及びその他の協力要請への対応手続きを明確化すること；

3. 締約国会議に対し、締約国間でICC協力に関する知識及び経験を共有する制度を設立することを提案する：
 - a. 国内制度の整備が必要な国に対して技術的助言を提供すること；
4. 締約国会議に対し、補完性の原則を強化するため、補完性能力構築基金を設置することを提案する：
 - a. 国内裁判官及び検察官に対する国際刑事司法研修を実施すること；
 - b. 国際犯罪に関する捜査能力及び証拠収集能力の向上を支援すること；
 - c. 証人保護制度及び被害者支援制度の整備を促進すること；
 - d. 各国の国内司法制度の長期的な能力向上を支援すること；
5. ICC及び締約国会議に対し、ICC及び締約国による国際刑事司法に関する合同研修制度を強化することを提案する：
 - a. 若手裁判官、検察官及び司法関係者を対象とすること；
 - b. 国際犯罪への対応能力及び法的知識の向上を目的とすること；
6. ICCに対し、ICCの捜査及び裁判手続の効率化を進めるため、証拠管理及び情報共有に関する共通指針を策定することを提案する：
 - a. デジタル証拠の保存及び管理方法について国際的な基準を検討すること；
 - b. 証拠収集及び分析に関する技術協力を促進すること；
7. 締約国会議に対し、ICCの司法独立性を保護するため、司法独立保護制度を設置することを提案する：
 - a. 判事、検察官及び職員への政治的圧力、不当な制裁及び脅迫を監視すること；
 - b. 圧力や制裁を受けた職員に対する法的及び外交的支援を検討すること；
 - c. 深刻な事例について締約国会議へ報告すること；
8. 締約国会議及び締約国に対し、締約国会議において、ICCの独立性を脅かす行為に対する共同対応を強化することを提案する：
 - a. ICCの独立性を支持する共同声明を必要に応じて発出すること；
 - b. 外部からの不当な政治的介入に対して、多国間で対応すること；
9. 締約国会議に対し、ICC職員に対する不当な制裁及び脅迫への対応指針を策定することを提案する：
 - a. 各締約国が対応事例及び支援方法を共有すること；

- b. 被害を受けた職員及びその家族への支援制度を検討すること;
10. 締約国会議に対し、ICCの財政的安定性及び持続可能性を確保するため、安定的な資金調達制度の強化を提案する:
- a. 締約国による分担金の適切かつ期限内の支払いを促進すること;
 - b. 任意拠出金について透明性を確保し、特定の捜査方針に影響を与えない仕組みを検討すること;
 - c. 緊急事態や案件増加に対応するため、司法緊急準備基金の設立を検討すること;
 - d. 分担金については、各国のGDPを参考にし、一定の値を上回る国は一定額を収め、下回る国は所得税制を採用する;
 - e. 分担金の滞納ペナルティは、常に一定とする;
11. ICC及び締約国会議に対し、国際刑事司法制度の公平性及び信頼性を維持するため、ICCの財政運営に関する透明性を向上させることを提案する:
- a. ICC予算の使用状況について定期的な報告を行うこと;
 - b. 締約国会議において予算に関する議論を継続的に行うこと;
 - c. 財政不足によって重要な捜査及び裁判活動が制限されないよう対策を講じること;
12. ICC及び各締約国に対し、ICCと国際機関及び地域機構との連携をさらに強化することを提案する:
- a. 国際連合との情報共有及び技術協力を拡大すること;
 - b. 欧州連合(EU)その他の地域機構による能力構築支援を促進すること;
 - c. 国際刑事警察機構(INTERPOL)との協力を強化し、逮捕状執行に関する情報共有を推進すること;
 - d. 現地における安全確保及び証拠収集について、国際機関との協力体制を整備すること;
13. 各締約国に対し、ICCが発出した逮捕状及び司法判断の実効性を高めるため、締約国間の協力枠組みを強化することを提案する:
- a. 逮捕状執行に関する情報共有システムを整備すること;
 - b. 締約国が協力義務を履行するための具体的な指針を策定すること;
 - c. 正当な理由なく協力を拒否する事例について、締約国会議における継続的な議論を行うこと;
14. 締約国会議に対し、本決議の実施状況について、締約国会議において定期的な評価を実施することを要請する:
- a. 各制度の進捗状況について報告書を作成すること;

- b. 必要に応じて制度改善及び追加的措置を検討すること；
- c. 国際刑事司法制度のさらなる発展に向け、締約国間の協力を継続すること；

15. 法の整備を必要としている国に対して、以下の対応を実施する：

- a. 先進国の法的技術の提供すること；
- b. 必要に応じた専門家を派遣すること；
- c. 先進国からの財政的な支援をすること；

16.